

いわき市農業委員会第36回総会議事録

会長 草野庄一は、令和6年3月19日（火曜日）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者（計31名）

(1) 農業委員（20名）

1 木田 テイ子		21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸		23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	

(2) 事務局（11名）

事務局長	矢吹 敬直
事務局次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	府川 将人
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也

2 欠席者（計4名）

10 岡村 泰典	13 菅野 綾
11 鈴木 理	20 坂本 和徳

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

草野会長、よろしくお願いいたします。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号10番岡村泰典委員、議席番号11番鈴木理委員、議席番号13番菅野綾委員、議席番号20番坂本和徳委員となります。

現在、委員24名中20名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会36回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号7番遠藤重和委員、議席番号8番佐川良平委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、事務局より、会務報告をお願いいたします。

事務局
(中村次長)

【議案書2～3ページにより会務報告】

議長
(草野会長)

これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>本日の議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」において、番号1番について、申請者より取下げ願いがございました。</p> <p>議案第4号は、この案件のみであったことから、当該議案の取下げをお願いいたします。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。</p> <p>該当する場合には、議案審議の際に申し出てください。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の4ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>説明に入る前に、資料の差し替えがございます。</p> <p>事前に配布しておりました議案説明書の記載内容に一部誤りがあることから、本日配布しております資料1の1ページから9ページにてご説明いたします。</p> <p>それでは、資料1の2ページをお開きください。</p> <p>併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。</p> <p>番号1番から番号9番及び番号11番から番号13番につきましては、売買による所有権の移転、番号14番から番号19番につきましては、使用貸借権の設定、番号10番、番号20番及び番号21番につきましては、贈与による所有権の移転、番号22番から番号27番につきましては、交換による所有権の移転となります。</p> <p>このうち、番号14番から番号18番がいずれも同一の営農者による新規就農案件となります。</p> <p>以上が、今月の農地法第3条許可による案件となります。</p> <p>今月の3条申請面積につきましては、田17,831㎡、畑12,774㎡、合計30,605㎡となります。</p> <p>資料1の6ページをお開き願います。</p> <p>許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、許可要件の詳細につきましては、9ページでご確認ください。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。</p>

5番 田子委員	番号1番から番号20番の事案につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (草野会長)	続いて、事務局よりお願いいたします。
事務局 (福田主査)	番号21番から番号27番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。 報告は、以上です。
議長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
18番 鈴木（義） 委員	番号14番から番号18番までの新規就農の案件についてご質問いたします。 農地を沢山集めていることからやる気を感じさせますが、まず農業機械について何を持っているのか、次に、田んぼのほかに一部畑も借りておりますが、畑で何を作るのか、更なる規模拡大を考えているのかお聞きしたいと思います。 また、多分男性の方だと思っておりますが、性別についても教えて頂きたいと思っております。
事務局 (福田主査)	まず農業機械についてですが、トラクター1台、管理機3台、防除機4台、軽トラック1台、草刈機1台となっております。 耕作作物についてですが、田及び畑となっておりますが、現況は一部が田で大半が畑となっております、全て畑として使用する計画となります。 イチジクをメインとしたうえで、ピーマン・ねぎ等を一部作付けする予定です。 今後の規模拡大については、今のところ聞いてはおりませんが、地権者の一人の方が、公益財団法人福島県農業振興公社のマネージャーであり、その方を通してマッチングしたということで、上手く行けば、今後規模拡大もするであろうと予想しております。 また、この方の性別につきましては、男性の方です。 JAの職員の方であるとのことでした。
18番 鈴木（義） 委員	この方、アパート住まいのようですが、実家がどちらなのかわかりますか。
事務局 (福田主査)	実家については、把握しておりません。

<p>議長 (草野会長)</p>	<p>この方、第三営農センターにいる平窪在住の方ですので、別途確認して頂ければと思います。</p>
<p>18番 鈴木（義） 委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の5ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>議案説明書の11ページをお開き願います。 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。 議案説明書の12ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。 なお、「現地調査位置図」は20ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号4008番からとなります。 ご準備よろしいでしょうか。 それでは、説明いたします。 番号1番、申請人の住所・氏名は、三和町下三坂、(氏名は不表示)です。 申請土地の表示は、三和町下三坂の2筆、登記地目はいずれも畑、転用面積は合わせて5,081㎡です。 転用目的は、植林です。 申請人は牧畜業(和牛の肥育)を営んでおり、申請地は自己が所有する山林の一部を開拓して、牧草畑としたものですが、高齢による廃業に伴い、ナラの苗木を植えて山林に戻すため、許可を求めるものです。 続きまして、番号2番、申請人の住所・氏名は、平中塩、(氏名は不表示)です。 申請土地の表示は、平中塩の2筆、登記地目はいずれも田、転用面積は合</p>

事務局
(浅川主査)

わせて 462 m²です。

転用目的は、田から畑への農地改良に伴う一時転用です。

申請地について、山林に挟まれる形で 1 m 以上の窪地となっており、日照及び水はけも悪いことから、昭和 45 年頃から休耕状態にありましたが、施工業者より、運搬・整地を含めた用土の無償提供の申し出があったことから、盛土して畑（果樹園）とするため、許可を求めるものです。

続きまして、番号 3 番、申請人の住所・氏名は、平沼ノ内、(氏名は不表示) です。

申請土地の表示は、平沼ノ内の 2 筆、登記地目はいずれも田、転用面積は合わせて 4,054 m²です。

転用目的は、田から畑への農地改良に伴う一時転用です。

申請人について、休耕地となっていた申請地を畑に改良し、なす・きゅうり・トマト等を作付けしたいと考えていたところ、施工業者より、運搬・整地を含めた用土の無償提供の申し出があったことから、本事業を実施するため、許可を求めるものです。

以上 3 件、面積は、田 4,516 m²、畑 5,081 m²、合計 9,597 m²となります。

なお、番号 1 番及び番号 3 番については、転用面積が 3,000 m² (30 a) を超えておりますので、農地法の規定に基づき、福島県農業会議の意見聴取案件となります。

申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、議案第 2 号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

6 番
藁谷委員

番号 1 番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局
(浅川主査)

番号 2 番から番号 3 番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

18番
鈴木（義）
委員

番号2番についてですが、もう1年以上も前から現地調査により指摘している案件で、埋め立て工事をしておりました。
農地改良工事後に、事業の申請をしても良いものなのかお伺いします。
また、工事完了後に柿を植えるとのことですが、守られなかった場合の罰則規定があるのか、2点お伺いしたいと思います。

事務局
（浅川主査）

この案件については、届出がされる前に盛土を行っており、違反転用にあたるのではないかとということで、現地調査を実施した結果、盛土の表層部分が農地性を有していたことから、違反転用ではないという判断をいたしました。

申請の代理人と話をしまして、なぜ盛土をしたのか事情聴取をしたところ、申請理由にありますとおり、50年以上休耕地であったことから、先祖代々受け継いできた農地を荒らしておけないという思いで、道路面と同じ高さにして、柿を植えて果樹園として利用したいとのことでしたので、一時転用で申請するよう指導した経緯です。

柿を植えて果樹園とする計画でして、計画が守れなかった場合には、盛土された状態に農地性があれば違反転用ではないものの、只今申し上げた内容で事業計画の申請を受け付けておりますので、計画どおり耕作するよう、指導の対象となると思われまます。

18番
鈴木（義）
委員

質問の内容が伝わってないようです。
私が質問したのは、「農地改良工事は、事後申請でも良いのか」ということです。

これについて、ご回答願います。

あと今のお話で、日照条件が悪いため長い間耕作放棄地になっていた訳ですが、柿なら上手く行くと事務局では判断したのですか。

日照条件が悪くても、柿は育つのでしょうか。

事務局
（府川係長）

まず農地改良の行為についてです。
違反転用ではないかとの疑義が生じた理由は、農地を農地としての目的以外で盛土したのではないかとの疑いからです。

農地を農地として改良する行為は、違反転用に該当しないと判断いたします。

田や畑の土の入れ替え、もしくは表層土を足すなどの行為は、違反転用に該当しないと判断されます。

今回の案件についても類する行為であったと判断いたしました。

通常の営農行為だったというように判断いたしました。

また、柿が日陰で上手く行くのかということですが、事務局において判断し兼ねるところでございますが、明らかにこの場所では育たないであろうという憶測で不許可とすることは問題があるのかと考えます。

まずはやってみて、出来なければ指導していくという形がよろしいのかなと考えます。

18番 鈴木（義） 委員	<p>私が質問したのは、「農地改良工事は、事後申請でも良いのか」ということです。</p> <p>多分正解は、「農地改良工事をする前に、本来なら農業委員会に届け出なければならない」だと思います。</p> <p>それでよろしいですね。</p>
事務局 （府川係長）	はい。
議長 （草野会長）	<p>一般的に、農地改良工事について知らない方が多いです。</p> <p>農地パトロールを常に実施し、届出のない工事を見つけて指導して行くことが大事だと思います。</p> <p>そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
12番 生田目委員	<p>番号3番についてお聞きいたします。</p> <p>こちら農地改良工事による一時転用という案件ですが、田から畑に改良するというので、盛土に関してどのような土を入れるのか、表層土は元の田んぼの土を使うのか、施工業者が決定しているのかご回答願います。</p>
事務局 （浅川主査）	<p>まず土の出所ですが、小名浜港近辺の造成地から出た土を使います。但し、「耕作に適した土を入れます」ということで、確認を取っております。</p> <p>次に表層土については、小名浜港近辺の造成土を、耕作に適した土というので使います。</p> <p>「整地の過程において、もし石などが入っていれば取り除きます」という説明を受けております。</p> <p>施工業者については、既に決まっております、「無償で必ず農地改良工事を行います」という念書が提出されております。</p>
12番 生田目委員	<p>建物などを建設する際の発生残土を使うと思われれます。</p> <p>残土の発生する土地が、畑に利用出来ないような建物の跡地であるとか、そういう所まで調べていただければと思います。</p> <p>あと土質についてですが、粘土、砂など色々あります。</p> <p>なんでも良いわけではありません。</p> <p>できればそこまで調べていただきたいと思います。</p>
事務局 （浅川主査）	<p>今後同様の申請があった際には、その辺りまで確認するよう努めます。</p> <p>また、当該申請者、代理人には、この後、確認しておきたいと思います。</p>
議長 （草野会長）	<p>この案件は、3月25日に開催される県の常設審議委員会で審議されます。</p> <p>同様の質問が出るとしますので、事務局には十分な対応をお願いいたします。</p> <p>そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>

議長
(草野会長)

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

議案の説明に入る前に、案件の取り下げ及び資料の訂正がありましたので議案説明書を資料1に差し替えさせていただきます。

取り下げ内容と訂正箇所についてご説明いたします

議案説明書の14ページと資料1の12ページをお開きください。

番号3番及び番号4番の2件につきまして、「申請地周辺には農業用水路が流れており、申請書の事業計画では周辺農地に影響を及ぼす恐れがあると判断したため」取下げ願が提出されました。

訂正箇所につきましては、番号1番の譲渡人の住所及び番号6番、番号7番の登記地目が変更となっております。

案件の取り下げと登記地目の変更により合計面積も変更となります。

それでは、議案の説明に入ります。

資料1の11ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

資料1の12ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は28ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5097番から5098番及び5101から5103番となります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、泉町下川、畑1,128㎡、太陽光発電設備、地上権の設定です。

番号2番、渡辺町昼野、畑101㎡、分家住宅、使用貸借権の設定です。

番号5番、四倉町上柳生、畑663㎡、駐車場、使用貸借権の設定です。

番号6番、三和町下永井、畑1,863㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

事務局
(千葉主事)

番号7番、三和町中三坂、畑559㎡、駐車場、所有権の移転です。
以上5件、面積は、田0㎡、畑4,314㎡、合計4,314㎡となります。
このうち、番号6番について補足説明いたします。
番号6番の申請地、三和町下永井については、非FIT事業となっております。

FITは、電力を固定価格で買い取ることを国が約束した制度ですが、非FITは、売電契約が自由となっております。

そのため誰に売電するかわかる書面として「売電契約書の写し」の提出を求めています。書面審査の結果、本申請には「売電契約書の写し」が添付されていなかったため、代理人行政書士に補正指示を行いました。

その後令和6年3月13日に譲受人から電話があり、まだ売電先は決まっていないため「売電契約書の写し」は提出できないとの報告を受けました。

そのため、農地転用の許可をすることができない場合について定めた、農地法第5条第2項第3号中の「事業の用に供する施設の用その他当該申請に係る用途に供することが確実と認められない」に該当するため、不許可相当であると考えます。

よって決定理由書が差し替えとなっております。

これらの事情及び現地調査担当委員からの調査報告を踏まえ、許可の可否をご審議いただきますようお願いいたします。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

7番
遠藤委員

番号1番、番号2番、番号5番及び番号7番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

番号6番につきましても、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

しかし、先ほど事務局から説明のあった通り、事業の実施が確実でないと判断されるため、許可することは相当でないと判断します。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、番号1番、番号2番、番号5番及び番号7番については、許可相当であり、番号6番については、許可することは相当でないとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第3号について、番号1番、番号2番、番号5番及び番号7番については許可とし、番号6番については、事業の実施が確実でないと判断されるため不許可とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

<p>議長 (草野会長)</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。</p> <p>ここで、先ほどの事務局説明において、非FITという説明がありました。この非FITについて、事務局より説明いただければと思います。</p>
<p>事務局 (千葉主事)</p>	<p>非FITとは、売電先が自由に決められる制度です。</p> <p>今回の案件については、売電先が決まっていないことから、事業が確実に実施されないという判断になったものです。</p>
<p>12番 生田目委員</p>	<p>非FITで売電する場合は、単年契約でよいのか、それとも複数年契約で更に何年以上とか、そういう制約を設ける必要があるかと思います。</p> <p>単年契約では、次の年は契約しないというケースが出てしまうと思います。</p> <p>その点についてお聞きします。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>FIT法によらない自由契約による太陽光発電事業の売買契約について、判断基準を明確に設定しなければならないのではというご質問かと思われま</p> <p>す。</p> <p>あまりにも短い期間(半年や一年)の契約については、疑義があるかと思いますが、今のところ短期の契約を不可とするような判断基準はございません。</p> <p>今後そういった判断基準は必要となるかと思われませんが、そちらのほうは検討もしくは勉強させていただきたいと考えております。</p> <p>なお、FIT法によらないものは自由契約と申しましたが、契約年数も価格も自由になっております。</p> <p>例えば、価格の更新という意味での契約延長ということは、当然あり得ます。</p> <p>社会経済活動ですので、やむを得ないと考えております。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>今後このような案件については、会社の実績や信用性も十分に確認するべきだと思いますので、事務局の対応をよろしく願いいたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、冒頭での事務局説明のとおり、取下げとなります。</p> <p>次に、議案第5号「いわき市農用地利用集積計画について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の8ページをお開き願います。</p> <p>【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (鈴木主査)</p>	<p>説明に入る前に本日お配りしました資料1をご準備ください。</p> <p>今回、貸し手・借り手ともに1名ずつ減となりましたことから、資料の差</p>

事務局
(鈴木主査)

し替えとなっております。

それでは、13 ページをお開きください。

議案第5号「いわき市農用地利用集積計画について」です。

14 ページをお開きください。

第12号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。

実施地区は、平・勿来・常磐・四倉・小川・好間、借り手12名、貸し手14名、対象筆数、田32筆、畑4筆、面積、田33,400㎡、畑1,826㎡となっております。

なお、以降の詳細な説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上、計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条及び第10条の要件を満たしていると考えます。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。

ここで事務局にお聞きしたいのですが、中間管理機構について、最長18年、あと10年が主体、そして6年から7年が最短だと思っていたのですが、今回5年という計画がありました。

5年でも可能であるということによろしいでしょうか。

事務局
(鈴木主査)

年数でございますが、新規就農者といった初めて営農される方については、5年という短期の計画としております。

また、地域集積協力金の関係などもありまして、それについては7年以上となります。

そこを目指して、7年にするという案件もございます。

そういったことから、年数については10年に縛られずに行っているところでは。

議長
(草野会長)

わかりました。

それではここで、議案第6号に入る前に、10分間の休憩を取ります。

14時45分まで休憩とします。

【10分間の休憩】

それでは、議事を再開いたします。

議長
(草野会長)

議案第6号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(金成主査)

本日お配りしております資料2をお開き願います。

非農地の判断について説明いたします。

番号1番号から6番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされ
ておらず、既に原野・山林化している農地について、非農地判断を行うもの
です。

今般、非農地判断することについて、地権者からの合意を得られた土地
について、その判断をお諮りするものです。

現地調査については、各地区審議会の委員において実施しております。

3月分は、田12筆13,185㎡、畑2筆1,208㎡、合計14筆14,393㎡で
す。

現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。

説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長
(草野会長)

只今、議案第6号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

14番
石井委員

番号1番から3番について、四倉・久之浜・大久地区審議会の岡村泰典
委員、岡田光男委員、酒井邦男委員が現地を確認しましたが、既に原野・山
林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

22番
大竹(公)
委員

番号4番について、内郷・好間・三和地区審議会の菅野綾委員、佐藤智春
委員、阿部克典委員が現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈し
ている状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

24番
蛭田(元)
委員

番号5番及び6番について、勿来地区審議会の蛭田金治委員、三戸進委員
と一緒に現地を確認しましたが、既に原野の様相を呈している状況であり
ます。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

議長
(草野会長)

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第6号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、報告第1号から第3号まで一括して、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】

それでは、議案説明書の27ページから32ページをお開き願います。

今月の報告件数は24件、権利の移動理由は、全て「相続」です。

権利の取得面積は、田88,672.00㎡、畑56,795.51㎡、合計145,467.51㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項（農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の33ページから36ページをお開き願います。

今月の報告件数は14件、転用面積は、田10,033㎡、畑14,762㎡、合計24,795㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について）を説明】

議案説明書の37ページから38ページをお開き願います。

今月の報告件数は8件、面積は、田72,113㎡、畑8,000㎡、合計80,113㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

次に、報告第4号について、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

議案書の13ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】

議案説明書の39ページから40ページをお開き願います。

今月の交付件数は7件、内訳は、相続税が1件、贈与税が4件、不動産

<p>事務局 (赤津係長)</p>	<p>取得税が2件となっております。 面積は、田 50,683.93 m²、畑 22,793 m²、合計 73,476.93 m²です。 以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。 報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>以上、事務局説明のとおりですので、ご承知置き願います。 次に、協議事項に入ります 始めに、「(1)令和6年度事業計画(案)について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (赤津係長)</p>	<p>事務局から説明いたします。 資料3「令和6年度業務計画書」をお手元にご準備ください。 こちらは、毎年度作成しているものでございます。 大きく変更となる箇所はなく、字句等の文言の整理をさせていただいております。 なお、資料8ページNo.5については、「2(1)農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直し及び意見の作成」から「2(1)農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び意見の策定」にタイトルを修正し、併せて「事業概要」についても、文章の整理をさせていただきました。 規則・規定等については、必要に応じて改正するため、今回は掲載しておりません。 意見等がある場合は、次回3月27日の総会時までにご意見を頂ければと思います。 説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より、説明がありました。 これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようでありますので、「(1)令和6年度事業計画(案)について」は、事務局説明のとおりといたします。 次に、「(2)令和7年いわき市農作業労働賃金標準額について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (鹿内主査)</p>	<p>事務局から説明いたします。 資料4「令和7年農作業労働賃金標準額について」を、お手元にご準備ください。 資料の1ページ、令和7年の策定スケジュールをご覧ください。 令和6年の標準額を策定したばかりではございますが、委員の皆様から、アンケートが農繁期にあたるため、早めに依頼を出して欲しいというご意見がございました。 そのご意見を踏まえまして、今般、令和7年の策定スケジュールを作成しました。</p>

事務局
(鹿内主査)

令和6年からの変更点は、アンケート期間を延長したことです。
前は、4月の総会にてご依頼していたものを、期日を早め、本日の3月総会にてご依頼する形としております。
提出期限に変更はございませんので、前回同様に6月総会までに提出して頂くこととなります。
その他、年間を通して、スケジュールの変更点はございません。
また、資料の2ページ以降は、アンケートの依頼文と調査要領・調査票等一式となっております。
こちらにつきましても、昨年4月にご依頼した内容と同様です。
農作業を委託した農家・受託した農家をそれぞれ2戸、また、雇用を頼んだ農家・引き受けた農家をそれぞれ2戸、最後に、委員の皆様が答えるものの、計5種類の調査票となっております。
なお、アンケートにお使いになる調査票などを、必要部数封筒に入れてお配りしておりますので、併せてご確認願います。
ひと通りご説明申し上げましたが、農作業労働賃金につきましては、委員の皆様で作り上げるものです。
事務局が主導して策定するものではございません。
ですから、まずは令和7年の標準額を策定するかどうか、皆様でご協議頂きたいと思っております。
その後、令和7年の標準額を策定することで意見が決定した際には、スケジュールの作成が必要となりますので、お配りしましたスケジュール(案)を基礎資料として頂き、併せてご協議頂きたいと思っております。
説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、説明がありました。
これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

12番
生田目委員

昨年、一昨年と私の方から提案させていただいたのですが、個別の賃上げをやると結構な時間がかかりますので、一律の賃上げを考慮して頂いて、その中で賃上げには不向きなものは、据え置きにするという審議をしてはどうかと思っております。
一律の賃上げをするにあたっての上げ率は要相談になると思いますが、一応審議をしていただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

議長
(草野会長)

はい。
只今のご意見については、アンケート回収後の見直し意見等のひとつとして、8月総会からの検討の場で協議したいと思っております。
そのほか、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、「(2)令和7年いわき市農作業労働賃金標準額について」は、事務局説明のとおり策定することといたします。

議長
(草野会長)

次に、その他に入ります。
まずは、事務局から何かありますか。
【意見・質問なし】
では、委員の皆様から何かございますか。

18番
鈴木(義)
委員

3月までの総会や現地調査の日程については、既にいただいておりますが、新年度(4月から)のものをまだいただいております。

事務局
(赤津係長)

資料3の令和6年度事業計画(案)の22ページに掲載しておりますので、ご確認ください。

事務局
(府川係長)

来月の現地調査の班については、来週開催する第37回総会にてお知らせする予定でしたが、9番油座委員、10番岡村委員、11番鈴木(理)委員、12番生田目委員の4名となっております。

議長
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

23番
木幡委員

私の本業の立場から情報提供・共有させていただきます。
従業員さんを雇用されている場合で、源泉徴収をされている方は、知っているかと思いますが、「定額減税」という制度が、衆議院の予算委員会本会議が開催されまして。来年度の予算案と併せて税制改正案が通過しております。
雇用されている事業所(個人・法人)は、定額減税の説明資料が国税局かわき税務署から送付されていると思います。
なにを書いてあるのか見てもさっぱりわからないと思いますが、取り扱いとしてご注意いただきたいのは、6月の給与については、源泉徴収を行わないこと。
定額減税については、所得税が3万円、住民税が1万円、合計4万円を年間で減税します。
当初は、給付金を支給しますということでしたが、予算や手続きの都合上駄目になって、給付金を渡すのではなくて、取る税金を減らしますということで、調整をして参ります。
ですので、6月は源泉税があっても徴収しない。
それから、7月以降は普通通り計算して頂いて、徴収する税金から1人あたり3万円になるまでの税金を取らないで、本人へ渡してくださいという形になります。
ところが、1人であれば3万円+1万円なのですが、ご家族がいて、例えば、奥さんと子供が2人いれば、3万円×4人で12万円、地方税が4万円です。
そうになると、ほぼ引ききれなくなる可能性が高くて、それについては、

23番
木幡委員

給付金という形で最終的には戻しますよという言い方をしております。

ところが、年の途中で扶養家族が外れましたとなると、また計算が非常に面倒になります。

あと、我々農業委員のように乙欄で報酬を貰っている、乙欄の場合には、定額減税は適用されません。

つまり、甲欄で通常通り扶養控除等申告書を提出させている通勤先に対してのみ、この減税が適用されます。

その他の細かいところについては、6月頃になったらもう一度色々な説明が来るとお思いますので、ご確認いただいた上で、非常に面倒ですが、適正にご対応いただきたいと思います。

議長
(草野会長)

はい、ありがとうございます。

参考にしていただきたいと思います。

それから、令和6年度のいわき市の人事異動がございました。

農業委員会においても、6名の方が転出し、6名の方が転入されることになりました。

詳細については、来週の第37回総会にてご紹介いたします。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

【意見・質問なし】

特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第36回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請についてについて	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	番号1番、番号2番、番号5番及び7番は許可、番号6番は不許可で可決
第4号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	取下げ
第5号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第6号	非農地の判断について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 該当者なし

6 本総会の閉会時刻

午後3時20分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

7 遠藤 重和

8 佐川 良平